

土木工事における週休2日試行工事の実施要領

1. 目的

建設業界は、若手技術者の確保・育成を中心とした、将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の更なる週休2日促進に向け、建設現場における月単位の週休2日の実現に向けた取り組みを実施する。

2. 対象工事

沖縄県土木建築部が所管する土木工事標準積算基準を適用した土木工事は、原則すべての工事を対象に、月単位の週休2日工事（発注者指定方式）とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は、月単位の週休2日工事（受注者希望方式）で発注することができる。

なお、月単位の週休2日工事とは発注者指定方式又は受注者希望方式に係わらず、通期の週休2日工事が前提となる。

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「土木工事における週休2日交替制モデル工事の実施要領（試行）の改定について（通知）」（令和7年2月13日付け土技第1371号）に基づき、技能者及び技能労働者が交替しながら休日確保の取組を推進するものとする。

3. 発注方式

（1）発注者指定方式

発注者が、月単位の週休2日に取り組むことを指定する方式（通期の週休2日は必須）

（2）受注者希望方式

受注者が、工事着手前に、発注者に対して月単位の週休2日に取り組む旨を協議したうえで取り組む方式（通期の週休2日は必須）

4. 用語の定義

（1）週休2日

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

週休2日に取り組む場合、月単位の週休2日または通期の週休2日に係わらず、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

（2）対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所における事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 4週8休

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合（以下、「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

5. 積算方法

(1) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、以下のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとする。

【月単位の週休2日適用工事（4週8休以上）】

- ・労務費 1.04
- ・機械経費（賃料） 1.02
- ・共通仮設費率 1.03
- ・現場管理費率 1.05

【通期の週休2日適用工事（4週8休以上）】

- ・労務費 1.02
- ・機械経費（賃料） 1.02
- ・共通仮設費率 1.02
- ・現場管理費率 1.03

(2) 補正方法

① 発注者指定方式

特記仕様書、入札説明書等において、月単位の週休2日に取り組む旨を明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が月単位の週休2日又は通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に月単位の週休2日又は通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。

② 受注者希望方式

特記仕様書、入札説明書等において、受注者が工事着手前に発注者に対して月単位の週休2日の取組について協議することを明記するとともに、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで（市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。）予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないもの及び工事着手前に月単位の週休2日に取り組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

また、提出された工程表が通期の週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に通期の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、必要に応じ、工事成績評定要領に基づく点数を減ずる措置を行うものとする。なお、月単位の週休2日に関する点数を減ずる措置は行わない。

6. 確認方法等

- ① 受注者は月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表（参考様式1）」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。
- ② 受注者は毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書（参考様式2）」を発注者へ提出する。
- ③ 発注者は施工プロセスチェック時に、日報等により休日の確保を行った記録を確認する。
- ④ 週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、改善に取り組むものとする。

7. 対象工事である旨等の明示

- ① 月単位の週休2日に取り組む工事の対象とし、現場閉所の状況に応じて経費の補正を行う場合は、特記仕様書、入札説明書等に対象工事である旨を明記するものとする。
- ② 工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、受発注者間で協議して現場閉所による週休

2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、現場閉所による週休2日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

- ③ やむを得ず現場閉所による週休2日の対象外とする期間を設定する場合は、必要最小限の期間とするものとする。また、現場閉所による週休2日対象外期間においては、技術者及び技能労働者が交替しながら個別に週休2日に取り組めるよう、休日確保に努めるものとする。

8. 工事成績評定

- (1) 他の模範となるような完全週休2日（土日）を達成した場合

評価方法：下記項目にて評価する。また、(2) および (3) の各項目においても評価する。

①現場監督員
- 5. 創意工夫
- I. 創意工夫
- 【働き方改革】 - ☒ 他の模範となるような完全週休2日（土日）を達成。

- (2) 月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日を達成した場合

評価方法：下記項目にて評価する。また、(3) の各項目においても評価する。

①現場監督員
- 2. 施工状況
- II. 工程管理 - ☒ その他（理由：月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日の達成。）
②主任監督員
- 2. 施工状況
- II. 工程管理 - ☒ その他（理由：月単位の週休2日かつ現場一斉閉所日の達成。）

- (3) 月単位の週休2日を達成した場合

評価方法：下記項目にて評価する。

①現場監督員
- 2. 施工状況
- II. 工程管理 - ☒ 休日の確保を行っている。（月単位の週休2日を達成した。）
②主任監督員
- 2. 施工状況
- II. 工程管理 - ☒ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。（月単位の週休2日を達成し、かつ工期内に工事を完成させた。）

9. 入札公告記載例

1 工事概要 - (13)その他 - 週休2日試行工事

本工事は、月単位の週休2日に取り組むことを推進するための対象工事である。詳細は、特記仕様書参照のこと。

10. 特記仕様書記載例

第〇条 発注者指定方式

本工事は、月単位の週休2日に取り組む工事の対象である。

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

工事着手前に、月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。

週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。

「週休2日補正係数」については、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休以上に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領」別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。

月単位の週休2日補正係数

対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

①労務費1.04、②機械経費（賃料）1.02、③共通仮設費率1.03、④現場管理費率1.05

通期の週休2日補正係数

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

①労務費1.02、②機械経費（賃料）1.02、③共通仮設費率1.02、④現場管理費率1.03

工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。

週休2日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

第〇条 受注者希望方式

本工事は、月単位の週休2日に取り組む工事の対象である。受注者は工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は毎週土日の現場閉所が達成できるよう努めるものとする。

取り組む旨の協議が整った場合には、月単位の4週8休以上の取得計画を記載した「取得計画表」を作成し、発注者の確認を得たうえで施工計画書に添付するものとする。

毎月の履行報告時に、「休日取得状況報告書」を発注者へ提出する。

週休2日の取組状況により、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で評価する。取組姿勢が見られない場合には減点を行う。

「週休2日補正係数」については、月単位の4週8休以上を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成している。なお、現場閉所の達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たないものは、通期の週休2日の補正係数に変更するものとする。通期の4週8休に満たないものについては、通期の週休2日の補正係数も除した変更を行うものとする。

なお、市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上にあたっては、「土木工事における週休2日試行工事の実施要領」別紙1、2に示す補正係数を各経費に乗じる。

月単位の週休2日補正係数

対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

①労務費1.04、②機械経費（賃料）1.02、③共通仮設費率1.03、④現場管理費率1.05

通期の週休2日補正係数

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の場合

①労務費1.02、②機械経費（賃料）1.02、③共通仮設費率1.02、④現場管理費率1.03

工事現場の公衆の見やすい場所に週休2日の取得状況を掲示するものとする。

週休2日実施の有無に限らず、監督職員が実施するアンケートに協力すること。

11. 留意事項

週休2日の取り組みにあたっては、工期設定が重要なことから、「土木工事における適正な工期設定指針について（通知）」（令和6年6月24日付け土技第384号）に基づき、適正に工期設定を行うこととする。

附則

1. 本要領は令和7年4月1日以降に予算執行伺いを決裁する工事から適用する。
2. 「土木工事における週休2日試行工事の実施要領の改定について（通知）」（令和6年6月24日付け土技第386号（以下「旧通知」という。））は廃止する。ただし、令和7年3月31日までに予算執行伺いを決裁する工事については、旧通知による。

市場単価方式による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
鉄筋工		1.02	1.04	1.02	1.04
ガス圧接工		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕工		1.01	1.03	1.01	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
道路植栽工	植樹	1.02	1.04	1.02	1.04
	剪定	1.02	1.04	1.02	1.04
公園植栽工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
コンクリート表面処理工（ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

土木工事標準単価による週休 2 日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		通期	月単位	通期	月単位
区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
高視認性区画線工		1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁塗装工		1.01	1.03	1.01	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.02	1.03	1.01	1.03
	人力	1.02	1.04	1.02	1.04
コンクリートブロック積工		1.02	1.04	1.02	1.03
排水構造物工		1.02	1.04	1.02	1.03
鋼製排水溝設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
表面被覆工(コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.02	1.01	1.02
表面含浸工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.04	1.02	1.04
	高所作業車	1.02	1.04	1.02	1.03
防草シート設置工		1.01	1.03	1.01	1.03
紫外線硬化型FRPシート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.02	1.01	1.02
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.04	1.02	1.04
バキュームプラスト工		1.01	1.01	1.00	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.04	1.02	1.04
機械式継手工		1.02	1.04	1.02	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.02	1.03	1.01	1.02
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工（養生マット工）		1.02	1.04	1.02	1.04
支承金属溶射工		1.02	1.04	1.02	1.04
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1.02	1.03	1.02	1.03